

市民ふれあい交流センターの使用条件について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民ふれあい交流センターの利用を中止していましたが、下記のとおり条件付きで再開しますのでお知らせします。

適用期間 令和2年6月1日(月)～当面の間

使用条件

1. 参加人数は、最大 20人までとする。
2. 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されないこと。
3. 大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が想定されないこと。
4. 適切な感染防止対策(マスクの着用、手指の消毒、室内の換気等)が、講じられていること。
5. 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、利用を自粛して下さい。
6. 主催者は、参加者の確実な連絡先を把握し、調査へ協力すること。
7. 飲食（水分補給を除く）を伴う使用を禁止とする。

各自でペットボトルや水筒等を持参のこと。

8. 各部屋の最大収容人数は、次のとおりとする。

収容人数

部屋名	感染対策収容人員
大会議室	20
調理室兼中会議室	使用禁止
小会議室兼ボランティアセンター	5
談話室	3

※交流センター使用後の清掃と消毒は利用者で行う。

(消毒液・清掃道具はセンターに常備しております。)

お問い合わせ先 市民ふれあい交流センター

電話 82-5611

◎福祉バスについては、引き続き運行休止といたします。